

国立大学法人第2期中期計画原案における反映状況

出典：国立大学法人評価委員会第34回総会資料(H22.3.25)

大学名	中期計画原案における記述
北海道大学	I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 教育に関する目標を達成するための措置 (2)教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置 ①-2 獣医学における学士課程教育を充実させるため、帯広畜産大学との共同教育課程を実施する。
帯広畜産大学	I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 教育に関する目標を達成するための措置 (2)教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置 ④ 獣医学教育を充実させるため、北海道大学との共同教育課程を実施するとともに、他大学等との連携を強化する。
岩手大学	I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 3 その他の目標を達成するための措置 (1)社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置 (岩手県内をはじめとする他大学との教育連携を推進する。) ② 獣医学に係る専門教育プログラムの他大学との共同実施について検討を進める。
東京大学	—
東京農工大学	I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 教育に関する目標を達成するための措置 (2)教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置 23 他大学との共同獣医学科(共同獣医学部)の設置構想について検討を進める。 II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置 ・ <u>他大学との共同獣医学科(共同獣医学部)の設置構想について検討を進める(再掲)。</u>
岐阜大学	I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 教育に関する目標を達成するための措置 (2)教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置 ②-2 質の高い教育を行う観点から、必要に応じ、他大学との連携を行う。特に獣医学教育においては、鳥取大学との教育課程の共同実施を目指す。
鳥取大学	I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 教育に関する目標を達成するための措置 (2)教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置 6) 国内の国公立大学との連携を促進し、各大学の教育研究資源を有効に活用する。特に獣医学教育においては、岐阜大学との教育課程の共同実施を目指す。
山口大学	I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 教育に関する目標を達成するための措置 (2)教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置 (教育の質の改善のためのシステム等) ・獣医学教育の改善・充実を図るため、他大学との連携による教育課程の編成に取り組む。
宮崎大学	I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 教育に関する目標を達成するための措置 (1)教育の内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置 5)専門性を涵養し、有為の専門職業人を養成するための具体的方策 ③獣医学教育等の改善・充実を図るため、他大学との連携教育課程の編成等に取り組む。
鹿児島大学	I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 教育に関する目標を達成するための措置 (2)教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置 ○獣医学教育等の改善・充実を図るため、他大学との連携教育課程の編成等に取り組む。